

第201300212584号
平成26年3月31日

障がい福祉サービス事業所等運営法人の長 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の知事が別に定める者について (通知)

日頃より、本県の障がい福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、このことについて、別添のとおりですので、御承知いただき、適正な事業所等の運営をよろしく願います。

担当

障がい福祉課障がい福祉サービス担当 檜垣

電 話 : 0857-26-7193

ファクシミリ : 0857-26-8136

電子メール : shougaiukushi@pref.tottori.jp

別添

1 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の知事が別に定める者

区分	該当箇所	適用
従業者の要件	第3条第2項第3号 別表第1従業者の配置の項第1号(2)	指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)による。
サービス提供責任者の要件	別表第1従業者の配置の項第2号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年障発1206001号)第3の1による。
サービス管理責任者の要件	別表第2従業者の配置の項中欄第3号	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)による。
利用者の要件	別表第3従業者の配置の項中欄第2号(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年厚生労働省告示第553号)による。
サービス管理責任者の要件	別表第3従業者の配置の項中欄第5号	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)による。
費用の徴収	別表第3サービスの提供の項右欄第3号 別表第4サービスの提供の項第6号	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)による。
サービス提供責任者の要件	別表第5従業者の配置の項第2号	指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第547号)による。
サービス管理責任者の要件	別表第6従業者の配置の項第3号 別表第7従業者の配置の項中欄第7号	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)による。
費用の徴収	別表第7サービスの提供の項右欄第3号	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)による。
サービス管理責任者の要件	別表第8従業者の配置の項中欄第6号	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)による。
費用の徴収	別表第8サービスの提供の項右欄第3号	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)による。
サービス管理責任者の要件	別表第9従業者の配置の項中欄第4号	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)による。
費用の徴収	別表第9サービスの提供の項右欄第3号	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)による。
サービス管理責任者の要件	別表第10従業者の配置の項第2号	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)による。

2 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の知事が別に定める者

区分	該当箇所	適用
平均障害程度区分	別表第1従業者の配置の項第1号(1)	厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年厚生労働省告示第542号)による。
利用者の要件	別表第1従業者の配置の項第1号(1) 別表第1従業者の配置の項第4号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年厚生労働省告示第553号)による。
費用の徴収	別表第2サービスの提供の項第8号本文 別表第2サービスの提供の項第8号次表	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年厚生労働省告示第545号)による。 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成18年厚生労働省告示第541号)による。